

第 4 5 回 千川小学校跡地の活用を考える会 会議録

開催日時 場 所	平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日 (水) 1 9 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 豊島体育館会議室
出席者	海保会長、柿沼副会長、米田副会長、水島副会長 (副区長) 大橋、西島、宮島 (俊)、岡崎、宮島 (明)、村山、横田、坂本、中島、二木、佐々木、池田 佐々木施設計画課長 (計 1 7 名) オブザーバー : 石井土木担当部長 (公園緑地課長事務取扱)、 關学習・スポーツ課長、橋爪保育課長 事業者 : 社会福祉法人七日会 1 名 つばさ福祉会 1 名 区議会議員 (傍聴) : ふま議員
資料	資料 1 千川小学校跡地の活用に関する提言書 (案) (旧体育館整備について) 資料 2 ふるさと千川条例 (仮称) について 資料 3 サクラの樹木診断結果 資料 4 ふるさと千川利用状況推移表 第 4 3 回 (平成 2 7 年 1 0 月 5 日) 会議録 第 4 4 回 (平成 2 7 年 1 1 月 1 1 日) 会議録 (案)

(会長)

みなさんこんばんは。第 4 5 回千川小学校跡地の活用を考える会を開催する。まず、次第 1 の千川小学校跡地の活用に関する提言書 (案) について説明をお願いします。

(施設計画課長)

資料 1 の提言書 (案) について説明する。この提言書の内容について議論をいただき、後に住民の方々にこの提言書を区へ提出する意向を伝えていただき、区长へ提出してもらう流れとなる。

まず、「旧体育館整備に関する基本方針」について。旧体育館は、公園部分と一体となって、「地域で活動する団体の相互の交流と自主的活動の場」にしていきたい。という基本的な考え方の記載をした。

2 番目に「旧体育館の位置づけ」について。大きく 4 項目を掲げてある。1 点目として地域活動の拠点という位置づけにしていきたい。2 点目に地域団体の文化的活動、体育的活動の拠点としていただきたい。3 点目に地域の集会施設としての位置づけにしていきたい。4 点目では災害時の一時避難施設としての位置づけを設けていただきたい、といった内容となっている。

3 番目に「旧体育館の整備計画」について。これまでご議論いただいたことを具体的に記載した内容となっている。

まず (1) 施設及び設備について、① 5 0 m² の会議室 2 部屋の整備②体育的文化的活動スペースとなるアリーナ部分の確保③管理上必要な施設として管理員室・トイレ・倉庫などの整備④空調設備の

設置⑤バリアフリー化についての依頼を記載した。

(2) 外構及び屋根について、①外構フェンス・門柱及び門扉について②旧体育館前にあるサークルについて撤去の依頼③防災倉庫の移設について④屋根の改修について記載をした。

(3) 改修平面図(案)を提示した。

4番目に「施設の管理運営」について。1点目に旧体育館の管理運営について、当面は区直営でしていただきたい。2点目のその他では投票所としての活用復活の依頼について記載した。その他参考資料として、これまでの検討の経過、会の会則、メンバー等についての資料となっている。

(会長)

ありがとうございました。今までの議論の中で決まったこと、要望した内容が盛り込まれてある。この内容で良いと思うが、いかがか。

(副会長 B)

よくまとめていただいた。

(施設計画課長)

1月30日に住民説明会を開催し、2月半ば以降に区へお越しいただく。説明会は午後2時から、千川の杜の地域交流スペースをお借りし開催する。

(会長)

それでは次の次第、ふるさと千川条例(仮称)について説明をいただく。

(土木担当部長)

資料2の説明をする。現行は要綱で運営している。今後条例化に向け、要綱を一部手直しする形で条例へと移行していく。

まず、目的について。ボール遊びについての要望が非常に多く、区立公園・児童遊園では幼児が使用するような柔らかいボール以外は禁止している。一定のルールでボール遊びを可能にしていく趣旨を考える。

開園時間については現行のとおり、午前10時～午後6時(冬は午後5時まで)。

禁止行為について。ボール遊びなど年齢で排除することは困難なため、ボールの種類で規定することを考えている。柔らかい軽量ボールの使用であれば高校生などでも制限を設けず遊ぶことができる。

占用利用について。区主催・地域のイベントについて占用料は免除される。イベントの内容については一定の制限を設けた。

有料施設について。現在テニスなどの施設利用があるが、今後、他の団体等の使用希望が出てくる。その際に施設利用料の徴収や抽選を行うなど、一定の貸出しのルール作りが必要である。条例案では、西部地域複合施設の貸出規則を参考に記載した。

資料ではこれらを文章化した、豊島区立ふるさと千川条例をお示しした。これをたたき台として2月の第1回の定例会に提出したい。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について討議していく。

(副区長)

まずは条例の中身についてご意見をいただく。これだけの公園の独自条例は豊島区のみならず他の自治体でもなく、新しい形の公園となる。

(副会長 B)

条例案資料の占用利用にある「撮影等は閉鎖しない」の意味が分からない。どういうことを想定さ

れているのか。

(土木担当部長)

ロケなどの利用の際、一般利用を全て排除し独占的に使用するようなものについてお断りする。

(副会長 B)

ふるさと千川条例について、「ひろば」についての条例だとは理解できるが、我々は「ふるさと千川」は体育館も含めた考え方を持っている。「ひろば」と特定できる仕方を考えたい。

(副区長)

「ふるさと千川ひろば」とすれば良い。

(副会長 B)

はい。そのほうが理解しやすい。

(土木担当部長)

条例上の正式名称は「ふるさと千川ひろば」である。

(委員 H)

有料施設利用について、条例案ではどの部分に記載されているのか。

(土木担当部長)

条例案第12条以降に記載しており、使用料と記されている箇所が該当する。占用利用とは本来の目的外のイベント等の使用のもので、一方有料施設利用とは本来の目的に沿った利用を指し、ここではテニス利用を想定しています。一般の公園とは異なる。

(委員 H)

詳しい規則はこれから作っていくということであるか。

(副区長)

そうです。

(会長)

他にはないか。

(土木担当部長)

この場の発言以外にも何かありましたらメール等でお寄せいただきたい。

(委員 I)

使用料について。西部区民事務所のグラウンドと同様にとのことであるが、少し料金を安く設定し、その代りに掃除や片付け等を利用者へ委ねるといった形にはできないか。みんなで大切に使う施設という意識も生まれてくる。

(副区長)

条例等では利用者に負担を課すようなことは記載できない。ご意見として参考にする。

(委員 F)

ボール遊びを支援する内容になっているが、この条例の経緯、コンセプトを明確にしてほしい。この地域の文化的・知的な性質を条例の中にも含めたらどうか。

(副会長 B)

条例の中に精神を掲げることは可能なのか。

(副区長)

冒頭の目的の中にどのように盛り込んでいけるのか考えていく。

(副会長 B)

別表の物件を設ける占用、設けない占用とあるがどのようなものか。

(土木担当部長)

地下地上を横切る電線やガス管、立っている電柱などの占用料を事業者からいただく。

(副区長)

3年ごとの評価替えがあり占用料を取っている。区民の生活には直接関係ない。

(委員 G)

禁止行為項目の火気使用について、条例案の6条には火気使用についての記載がない。育成キャンプやどんど焼き等で使用するケースもあることから条例に盛り込んでいただきたい。

(土木担当部長)

承知した。

(会長)

ふるさと千川条例について、この内容で取りまとめていただく。次にサクラの樹木診断の結果について説明をいただく。

(土木担当部長)

資料3について説明する。

体育館入口付近にある桜をサクラ1、体育館の北角にある桜をサクラ2とし樹木診断の結果を報告する。

【サクラ1について】

幹周りが171cmあり、現状では健康上の問題はない。ムクノキの根っこが桜を締め付けており、さらに桜の木に影を落とすためその部分の枝が伸びない状況がある。樹木医によるとムクノキの木は伐採したほうが良いとのことである。伐採後、急に陽が当たるためダメージを防ぐ幹巻きが必要である。一気に南側に枝が伸びるので剪定も必要となってくる。ムクノキの切り株は根が複雑に絡まり合っているため抜根は行わず、切り株が自然に腐るのを待つ。

【サクラ2について】

根元がベッコウタケに浸されており注意が必要である。根元周囲の南側約半分に生えており、一部腐れも確認できる。これ以上根を傷つけない対策が重要。しかし付近には改修時に工事予定の排水管があり、この排水管内部等にサクラの根っこが入り込んでいるため根っこを切らざるを得ない。この根っこを切った後の状態は良いものではない。

また幹の二又分岐部に少し腐れが生じており、放置すると幹が二つに裂ける可能性がある。そのためワイヤー等で固定するブレイジングの設置が必要であるが、近くに単管置場の設置が予定されており、この設置されたワイヤーなどが単管の出し入れに支障となる。

このサクラを移植する場合は20tクレーンを使用して出来ないこともない。この場合200万円近くの予算がかかる上、移植先に付く可能性は博打に近いものであるので相談したい。

【サクラ以外について】

来年からの体育館工事の際に支障となる木がある。体育館南側の足場を組む際支障になる木について伐採させていただきたい。北側にもドングリ、スダジイがあるが足場工事のために処理をしていくことになる。

これらサクラと建物周りの樹木、前回異議のあったサークル周りの樹木についてカキの木以外の木も残すことについて皆様でお決めいただきたい。

サクラを植えられる時期というのは葉っぱが落ちている時期であり、今年度の移植を希望するので

あれば3月上旬までに整備をする必要がある。もしくは来年度11月以降の移植となる。皆様でお決めいただきたい。

(副区長)

サクラは今どのくらいに成長しているか。

(土木担当部長)

今2メートルくらいの高さがあり、1年後には3m弱ほどになる。

(会長)

ありがとうございました。樹木の移植・伐採についての説明がありました。皆さんの意見をまとめていく。

(副会長A)

サクラ1について、提案の内容で問題ないと思う。サクラ2についてもクレーンで移植する案は費用もかかり論外である。写真にあるようにベッコウダケの浸食もひどく、排水管にも絡んでいる根っこは切らざるを得ない、単管置場の設置の件もある。倒木する懸念も考えると伐採の方向で仕方ないと思う。

(副会長B)

伐採は可哀相ではあるが、単管の出し入れ時に支障があり、排水館工事で根っこを傷めつけてしまうのなら切ってあげたい。その代りに新しい世代のサクラを皆が楽しめる陽当りの良い場所へ植樹する。サクラ1についてはムクノキを伐採して残してもらう。

(副会長A)

南側について3月とは言わず、もう少し時間をいただきたい。工事の為の伐採は仕方ないと思う。そして工事終了後にはまた植樹して欲しい。

(会長)

サークル周囲の木々の整備については来年の秋頃まで待っていただきたい。

(委員S)

伐採前に最後に一度サクラの花を咲かせてあげたい。

(副会長B)

どうでしょうか。

(副会長A)

残念であるがサクラ2については切らざるを得ない。

(施設計画課長)

サクラ以外の工事に支障の出る木については今年度内に伐採させていただく。サクラ2の伐採については来年の開花後に着手することにする。

(副会長A)

万が一サクラ2も問題ないようなら考えましょう。恐らく難しいだろうと思う。

(会長)

ありがとうございました。次にその他についてお願いする。

(土木担当部長)

資料4について説明する。ふるさと千川の現在までの利用状況について報告する。11月は雨が降ることもあり、平均利用者数は平均一日70人くらいとなっている。

(副区長)

旧体育館整備についての提言書をまとめたところで「千川小学校の跡地を考える会」も一通り役目を終えたと思う。この提言書を提出した時点で考える会の解散を提案させていただく。今後は地元の皆さまに利用していただき、色々な側面で協力依頼があれば協力していきたい。考える会は一応解散したいと考える。

(会長)

今後は提案があれば区のほうで動いていただけるとのことですね。

(副区長)

45回もの会の開催があった。ありがとうございました。今日は一旦そういう話だけにさせていただきました。

(副会長 B)

今日ここで結論ということではなく、考えさせていただく。こうして仲間が集まって話し合ったのも今後継続性をもって地域で見守り続けなければならないという意識を持っているからである。行政としては整備をしていただいた。そこに味をつけていくのは地域である。千川の未来・子どもたちに引き継いでいかなければならない。当面は区で管理することになっているがその後の話もある。副区長の話は一度持ち帰る。次回にそれぞれの意見をお話しさせていただく。区側には窓口を持っていただきたいと考える。

(会長)

次回はいかがか

(施設計画課長)

来月30日の住民説明会になる。

(会長)

その後の会議はとりあえずまた、ということでよいか。

(施設計画課長)

提言書を頂いた後、検討します。

(保育課長)

つばさ福祉会の常務理事が道路渋滞の影響で間に合わなかったようだ。先日の運動会の件でお礼を申し上げたいとのことであった。代わって園長より挨拶をさせて頂く。～園長挨拶～

(会長)

ご丁寧にありがとうございます。

それでは本日の考える会を終了する。皆様よいお年をお迎えください。